

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日
改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日
20200619 保局第2号 令和 2年 7月 1日
20200727 保局第1号 令和 2年 8月 4日

I 総則

1. 目的

本要領は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）の特定事業所（以下「特定事業所」という。）に係る事故が発生した場合の対応について、詳細を定めるものである。

具体的には、高圧法第36条第2項又は第63条第1項の規定により届出された事故及び石災法の特定事業所に係る事故の規模の分類等の詳細を定めるとともに、経済産業省商務情報政策局産業保安グループ（以下「本省」という。）並びに産業保安監督部及びその支部並びに那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）における事故対応について定める。

また、「別添1」に事故が発生した地域を管轄する都道府県（当該地域が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該発生した事故に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該地域を管轄する指定都市。以下同じ。）が行うことが望ましい対応について記載する。

なお、「別紙」、「別添1～3」及び「様式1～3」は、各都道府県の保安担当部署に対して共有及び周知し、統一的な事故対応を図ることとする。

2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

（注）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。

① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したもの）をいう。以下同じ。）

② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

- ③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）
ただし、以下のいずれかの場合は除く。
- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
 - 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- ④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）
- ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）
- ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
- ⑦ その他
- (2) 特定事業所に係る事故とは、石災法第23条第1項の異常な現象のうち事故に該当するものをいう。
 - (3) 移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

3. 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって、次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
 - ② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの
 - ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの
 - ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故
- 2) B 2級事故
同一事業所において、A級事故、B級事故又はC 1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC 1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C 1級事故」又は「C 2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

- 1) C 1級事故
 - ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
 - ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
 - ③ 毒性ガスが漏えいした事故
(毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号、コンビナート等保安規則第2条第1項第2号、冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。)
 - ④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故
(反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。)
(多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により附近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい(不活性ガスの微量な漏えいを除く。)を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。)
- 2) C 2級事故
C 1級事故以外の事故

4. 人的被害の定義

人的被害の定義は、以下のとおりとする。

(1) 死者

事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）。

(2) 重傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。

(3) 軽傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。

II 事故が発生した場合における対応

1. 本省における対応

事故が発生した場合の本省における対応について、以下のとおりとする。

(1) 事故に係る情報収集及び連絡

高圧ガス保安室（以下「高圧室」という。）のコンビナート保安担当補佐又はコンビナート保安係長（以下「担当者」という。）（不在の場合は企画担当）は、事故が発生した地域を管轄する監督部（以下単に「監督部」という。）から速やかに別紙の項目による事故報告を取りまとめ、事故の規模及び態様により本省関係者に連絡する。

なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、隨時追加するものとする。

(2) 事故現場への高圧室の職員等の現地派遣

① A級事故が発生した場合、高圧室長は、監督部長に対し、監督部の職員の現地派遣を要請する。また、高圧室長は、必要に応じ、高圧室の職員を現地に派遣する。

また、大臣官房技術総括・保安審議官は、必要に応じ、産業保安審議官又は高圧室長に現地派遣を指示する。

② B1級事故であって第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合について、高圧室長は、監督部長に対し、監督部の職員の現地派遣を要請する。ただし、以下の場合はこの限りではない。

1) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。

2) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、都道府県等の関係機関の調査の結果、故意に伴う事故であることが判明している場合。

3) 監督部からは事故現場が遠方であり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。

また、高圧室長は、必要に応じ、高圧室の職員を現地に派遣する。

③ 保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合には、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の役職員、学識経験者等の協力を得て調査を行い、又は、これに現地調査を委嘱することができる。

(3) 事故発生後の措置

① 事故発生直後の緊急措置

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、高圧法第39条に基づく緊急措置を命じ、又は都道府県に対し、その発動を要請する。（特定事業所に係る事故の場合は石炭法第41条の2による。）

1) 事故により、火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき

2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき

3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれがあるとき

② 事故調査委員会

1) A級事故又はB級事故であって、事故原因の究明及び今後の対策の検討のため、専門家による組織的な調査が特に必要であると認めるときには、事故の内容に応じた学識経験者等により速やかに事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し調査を行うものとする。

2) 委員会は、当該事故調査に最も適切な学識経験者数名をもって編成するものとする。

3) 委員会は必要に応じて現地調査を行うものとする。

4) 委員会は原因究明のため必要と認めるときは、関係機関の協力を得て事故の再現、実験等所要の実験研究を行うものとする。

③ プレス発表

A級事故又はB級事故が発生し、委員会の設置などの対応を行った場合には、必要に応じて、そのプレス発表を行う。

(4) 事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止対策等のために必要と認められるときは、次に掲げる対策を実施する。

① 事故の再発を防止するための対策（事故当事者に対する対策、関連業界に対する対策、法令、基準の見直し等）を検討し、確立する。

② 事故の内容（状況、原因、対策等）を広く公表し、注意を喚起するとともに、業界団体又は同種事業者に対し、注意書の交付、対策事項の指示、説明会の開催等により指導する。

③ 業界団体に対し、自主基準の作成若しくは改正又は自主的な点検の実施を要請する等、同種事故の発生防止のための自主的な対策の確立を要請する。

④ 高圧法第79条の2の規定に基づき、都道府県に対し、以下の要請又は指示を行う。

i. 保安確保の強化を要請するとともに、具体的な対策事項を示し、事業所の指導等を要請する。

ii. 事故当事者と同種事業所に対して、一斉立入検査の実施を指示する。（必要に応じ、高圧室の職員が参加する。）

⑤ 必要に応じて、高圧室は、監督部の担当課室に対して、前④に準じた指示を行う。

(5) 事故報告の整理・分析

① 監督部等から提出された事故報告書類は、系統立てて分類整理し、1年ごとに集

計して公表する。

- ② 1年ごとに年間の事故の内容を分析し、その対策及び改善事項を集約するとともに、都道府県における保安検査、立入検査等において活用できるように周知する。

2. 監督部における対応

(1) 事故発生の連絡

事故の程度に関わらず、事故が発生したことを覚知したときには、速やかに電話等により本省関係者（高圧室の担当者を含む。）及び協会に連絡する。ただし、勤務時間外に覚知したB 2級事故又はC級事故については、直近の出勤日に速やかに連絡するものとする。

連絡の際には、別紙に掲げる情報を収集する。なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、隨時追加することとする。

(2) 事故現場への監督部職員の現地派遣

- ① A級事故が発生した場合、高圧室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）に掲げる事項について調査を行う。なお、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、職員に現地派遣を指示する。
- ② B 1級事故であって第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合について、高圧室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）に掲げる事項について調査を行う。また、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、職員に現地派遣を指示する。
- ただし、以下の場合はこの限りではない。
- 1) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。
 - 2) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、都道府県等の関係機関の調査の結果、故意に伴う事故であることが判明している場合。
 - 3) 監督部からは事故現場が遠方であり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。
- ③ 事故現場に職員を派遣した監督部は、調査途中の経過を、高圧室の担当者に、隨時報告する。ただし、高圧室の職員も現地調査に同行している場合は、この限りでない。

(3) 事故発生直後の緊急措置

① 緊急措置命令

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、高圧室と相談のうえ、高圧法第39条に基づく緊急措置を命じ、又は都道府県に対し、その発動を要請する（特定事業所に係る事故の場合は石炭法第41条の2による。）。また、都道府県の緊急措置の実施状況を確認し、必要な場合には、その実施内容について意見を述べる。

- 1) 火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
 - 2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
 - 3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき
- ② 重要な事項については、必要に応じ本省に連絡し、指示を受ける。

(4) 事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止等のために必要と認めるときは、次に掲げる対策を講ずる。

- ① 事故当事者に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。この場合、必要に応じて実施結果を報告することを併せて指導する。
なお、当該指導を行った場合には、その内容を高圧室及び都道府県にも共有する。
- ② 事故の内容（原因、状況、対策等）を公表し、注意を喚起するとともに、監督部管内都道府県に対する周知、業界団体又は同種事業所に対する注意書の配布、改善事項の提示、説明会の開催等による指導を行う。
- ③ その他、都道府県と密接な連絡をとりつつ、監督部管内の事情に応じて、必要な対策を講じるとともに、その内容を高圧室に共有する。

(5) 事故報告

- ① 監督部はA級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に都道府県より様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）による事故報告書（中間報告書又は確報）を受理し、速やかに高圧室及び協会に提出する。
- ② C級事故については、都道府県から提出された事故報告書を1か月分とりまとめ、速やかに高圧室及び協会に提出する。
- ③ 事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、翌月10日までに中間報告書を受理し、速やかに高圧室及び協会に提出する。
また、調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書（確報）を受理し、速やかに高圧室及び協会に提出する。

(6) 経済産業局との連携

監督部は、事故への対応に際し、必要に応じて、経済産業局（沖縄県にあっては内

閣府沖縄総合事務局)と適確に連携を図るものとする。

備考) 特定事業所に係る事故(高圧ガスに係る事故を除く。)の対応については、上記(2)～(5)に関わらず、事故発災都道府県の石油コンビナート等防災計画に定めるところにより対応することができる。

3. その他、様式1の参考として高圧ガス事故等調査報告書(災害)記載要領を別添2に、様式2の参考として高圧ガス事故等調査報告書(喪失・盗難)記載要領を別添3に示す。